

(平成21年7月1日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認宮崎地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2件

国民年金関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3件

厚生年金関係 3件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年4月から同年12月までの国民年金保険料については、重複して納付していたものと認められることから、納付記録の訂正を行うことが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年10月から49年8月まで  
② 昭和49年12月から50年3月まで  
③ 昭和50年4月から同年12月まで

私がA市内の病院を辞めてB市の実家に戻った後の国民年金保険料については、当時集金に来ていた婦人会の人に、母が私の分も合わせて納めてくれていた。

その後、国民年金保険料をさかのぼって納付できると聞き、B市役所C出張所で滞納していた国民年金保険料を一括で納付し、その時、貰った領収証も保管している。

また、その領収書が未納期間のものでなければ、既に納付している期間と二重納付となっているはずである。

申立期間について未納又は二重納付となっていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間③については、申立人が所有する2枚の領収書により、申立人が昭和50年12月27日及び51年3月29日の2回、国民年金保険料を納付していることが推認できるものの、社会保険庁の電算記録等において、当該期間の保険料相当額が申立人に対して還付された事実は認められず、申立人は、当該期間の国民年金保険料を重複して納付していたことが認められる。

一方、申立期間①について、申立人は、「厚生年金保険の被保険者資格を喪失した直後から国民年金保険料を集金人に納付していた。」と主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、B市役所保管の国民年金被保険者名簿により、昭和50年11月1日に払い出されていることが確認で

きるとともに、社会保険庁の電算記録、B市役所保管の国民年金被保険者名簿及び申立人が所有する年金手帳では、申立人の国民年金被保険者資格の取得日は、申立期間②当初の昭和49年12月1日付けで強制加入となっていることが確認できることから、申立期間①は、国民年金の未加入期間であるため、申立人は、当該期間当時、国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立期間②について、申立人は、「B市役所C出張所に出向いて保険料を一括納付し、その領収書も所持している。」と主張しているが、当該領収書では申立期間②の保険料納付は確認できない上、申立人が保険料を納付したとする時点では、当該期間の保険料の収納機関は市役所ではなく、社会保険事務所となることから、申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

加えて、申立期間①及び②については、申立人がこれらの期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年4月から同年12月までの国民年金保険料は重複して納付していたものと認められるとともに、当該期間の国民年金保険料は還付されていないものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの期間及び49年3月から50年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和11年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで  
② 昭和49年3月から50年11月まで

私は、若いころから将来の年金の重要性を考え、国民年金、厚生年金保険と加入する制度が変わる度に届出を行い、国民年金保険料を漏れなく納付し続けており、未納期間は無いはずである。

申立期間①については、国民年金手帳には、資格取得日が昭和35年10月1日となっているのに、37年4月からの納付とされているが、間違いなく36年4月分から納付しているはずである。

申立期間②については、会社を退職後、すぐに国民年金への加入手続きをしたにもかかわらず、未納とされているが、申立期間の保険料は、一月1,100円くらいで、B5サイズの3分の2くらいの納付書により、1期3か月分の現金を添えて、A銀行の窓口で納付したことを記憶している。

申立期間について、未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しているとともに、国民年金と厚生年金保険との切替手続きを適正に行うなど、保険料の納付意識の高さが認められる。

また、申立期間①については、申立人が所持する国民年金手帳及び社会保険事務所に保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人が昭和38年4月に国民年金への加入手続きを行っていることが確認できることから、その時点で、申立期間は納付期限の時効到来前である上、申立期間①の直後となる37年4月から38年3月までの国民年金保険料を38年4月30日に現年度納付していることが確認できることから、保険料の納付意識の高

かった申立人が、申立期間①の保険料を納付したと考えるのが自然である。

さらに、申立期間②については、申立人が所持する昭和 38 年 4 月 16 日発行の国民年金手帳に貼付されていた申立人の自筆による年金の記録を記載したメモに、「昭和 49 年 3 月 再度国民年金に加入」と記載されている上、その後に任意加入をしたとする記載は無く、このメモに記されたその他の記載内容が、社会保険庁の記録と一致しているなど、当該メモに不自然な点は見当たらないことから、申立人は、厚生年金保険の被保険者資格喪失直後に国民年金の加入手続を行っていたと考えるのが自然である。

加えて、申立人は、「会社を退職後、すぐに国民年金に加入し、一月 1,100 円くらいで、B 5 サイズの 3 分の 2 くらいの納付書により、3 か月分の現金を添えて、A 銀行で納付した。」と述べるなど、申立内容は詳細かつ具体的である上、申立人が納付したとする金額は、申立期間の国民年金保険料額と概ね一致している上、保険料の納付方法も申立期間当時の B 市での取扱と一致していることが B 市の広報紙により確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 1 月から 17 年 3 月まで

私は、昭和 60 年 7 月に A 事業所に入社し、平成元年ごろから社長となったが、給与や決算等についてはオーナーが管理していたため、私は直接関与していなかった。

今回、社会保険事務所で標準報酬月額について確認したところ、申立期間当時の給与は月額 50 万円くらいであったのに対して、38 万円と記録されているため、実際の給与の金額と差があり、納得がいかない。

申立期間について、実際に支給された給与に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった市民税・県民税特別徴収税額の通知書 7 枚（平成 10、12、13 年度、15 年度から 18 年度分）及び源泉徴収票 5 枚（平成 12 年から 16 年分）に記載されている社会保険料の控除額は、社会保険庁の記録の標準報酬月額から算定した社会保険料額とは、ほぼ一致していることが確認できる。

また、申立期間のうち、源泉徴収票等で確認できない期間についても、上述の事情を踏まえると、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間に係る社会保険事務所の記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を上回る保険料が給与から控除されていたことをう

かがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 7 月 1 日から 39 年 7 月 29 日まで  
② 昭和 44 年 4 月 1 日から同年 12 月 30 日まで

私は、中学校卒業後、昭和 32 年 4 月から 39 年 7 月まで A 事業所に勤めていた。昭和 35 年ごろに急性盲腸、昭和 36、37 年ごろに膀胱炎を患った際、健康保険証を使った記憶がある。また、昭和 39 年 3 月か 4 月ごろ、同店から夜間の教習所に通って免許を取得した。このように同店に勤務していたにも関わらず、申立期間①に厚生年金保険の加入記録が無いことに納得がいかない。

さらに、昭和 43 年 4 月から 44 年 12 月まで B 事業所に勤めていたにも関わらず、申立期間②に厚生年金保険の加入記録が無いことも納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が提出した写真から当該期間に申立人が A 事業所に在職していたことは推認できる。

しかしながら、A 事業所は既に解散し、当時の代表者も亡くなっていることから、申立期間①に係る申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができない上、同僚等にも照会したが、関連資料及び供述を得ることはできなかった。

また、社会保険庁の記録によると、A 事業所は昭和 35 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人を含めた全従業員 7 人も同様に同日付けで資格喪失となっていることが確認できる。

さらに、資格喪失日以降に標準報酬月額額の改定は行われておらず、社会保険



事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険整理番号に欠番も無い等、記録に不自然さはない。

加えて、申立人は申立期間①について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

申立期間②については、当該期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、事業主の妻及び同僚等に照会したが、関連資料及び供述を得ることはできなかった。

また、雇用保険の被保険者記録による離職日は昭和44年3月31日であることが確認でき、厚生年金保険の被保険者喪失日の同年4月1日と時期が一致している。

さらに、社会保険事務所が保管する健保記号番号順索引簿では欠番及び番号の乱れも無い等、社会保険事務所の事務処理に不自然さはない。

加えて、申立人は申立期間②について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 9 月 1 日から 48 年 1 月 16 日まで

私は、昭和 45 年 7 月から A 事業所内で B 事業所により雇用されていたが、B 事業所雇用がなくなった後も、引き続き C 事業所の職員として 51 年 9 月 1 日まで勤務していた。

しかし、社会保険事務所の記録では、申立期間の厚生年金保険の加入記録の無いことが分かった。私は、申立期間は A 事業所内で勤務しており、保険料も控除されていたと思うので、申立期間も厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

上司の供述により、申立人は申立期間において A 事業所内に勤務していたと推認できる。

しかしながら、社会保険庁の記録によると、B 事業所は、昭和 46 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間は、適用事業所ではないことが確認できる上、申立期間当時については、厚生年金保険法に定める強制適用事業所の要件を満たしていたとは認められないため、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律による厚生年金保険の加入記録の訂正の対象とはならないものと考えられる。

また、申立期間に係る申立人の厚生年金保険料の控除について、各関係機関及び上司に照会したが、関連資料及び供述を得ることはできなかった。

さらに、社会保険事務所が保管する B 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人は、厚生年金保険被保険者の資格を喪失した後の昭和

46年9月3日に健康保険証を返納していること、また、雇用保険の被保険者記録も厚生年金保険の被保険者記録とほぼ一致していることが確認できる。

加えて、C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票においても、申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。